

広島県告示第三百十八号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定によって、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市公園の名称、位置及び区域

1 名称

広島県立せら県民公園

2 位置

世羅郡世羅町大字黒淵

3 区域

次の図に示す区域

（「次の図」は省略し、その図面を広島県都市局都市政策課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。）

二 供用開始の期日

平成二十三年四月一日